

# 教育委員会からのお知らせ

平成十五年度 小・中学校児童生徒の就学援助申請は  
三月三十一日(月)までに

経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品など教育費を援助する制度があります。受給希望者は次により申請してください。

- ・援助を受けられる保護者
  - 次のいずれかの措置を受けた者で生活困窮により真に援助を必要とする者
  - 平成十四年度において保護者が生活保護者法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者
  - 市町村民税の非課税又は減免を受けた者
  - 固定資産税の減免を受けた者
  - 児童扶養手当受給者
  - その他
- なお、年度途中においても事情により生活困窮となった場合は、援助を受けられますので申請してください。
- ・援助する費目
  - 学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、医療費(学年によって支給費目が異なります)
  - ・申請手続き
  - 保護者は三月三十一日(月)までに教育委員会に申請書を提出して下さい。
  - 今まで受けていた人も希望者は、申請してください。(申請用紙は教育委員会にあります)
  - ・認定
  - 援助の認定は、申請書や他の資料及び必要に応じ、関連機関の助言を参考にし、決定します。

## 白根地域消防本部より

# 119番通報について

- ◇ 119番は、消防車、救急車が必要な時に利用してください。  
「119番です。火事ですか?救急ですか?」は消防署の第一声です。

### 火災、救急の通報は、

- ①市町村名
- ②町名(通称名)及び番地、号
- ③世帯主名
- ④今かけている電話番号

これらの事を必ず聞きます。ゆっくり落ち着いて話してください。

※ 早い通報、早い避難で被害を最小限に収めましょう。

- ◇ 携帯電話からの119番通報は、他の消防本部(新潟市、新発田市、長岡市)に受けられた後に、白根地域消防本部通信指令室に入ります。

(例)「小須戸町の〇〇〇で交通事故です。白根地域消防本部へつないで下さい。」と伝えてください。

便利な携帯電話ですが、電波状態により通話が途中で切れる事や、電話をかけている人が自分のいる場所がわからないなど、速やかに消防車や救急車の出動が出来ない場合がありますので、公衆電話や一般電話からの通報を第一に考えてください。

- ◇ 病院照会やその他問い合わせは、  
025-372-0119番でお願いいたします。

- ◇ 災害案内(火災、救急救助)の問い合わせは、  
テレホンサービス 025-373-3400番を活用してください。

問い合わせ先

白根地域消防本部通信指令室 ☎ 025-372-0112

## 新潟地方法務局新津出張所の移転等について

新潟地方法務局新津出張所は、白根出張所、村松出張所及び水原出張所を統合し、平成15年3月24日(月)から下記新庁舎に移転することとなりました。

また、統合後の新津出張所は、平成15年4月からは新津支局と名称を変更し、従来取り扱っていた登記事務のほかに、供託事務、戸籍事務、国籍事務及び人権擁護事務を取り扱う予定となっております。

新津出張所(新庁舎)の所在並びに詳細についてのお問い合わせ先は、下記のとおりです。

記

新津出張所(新庁舎)

〒956-0000

新潟市大字新津4463番地1

☎ 0250-22-0501

新津出張所の移転についてのお問い合わせ先

新潟地方法務局総務課

☎ 025-222-1561(代表)

申し込み・問い合わせ先

役場教育委員会(電話三八一三二一一 内線二六七)

平成十五年度大学生・短期大学生奨学金貸付の  
申し込みを受け付けます。

優秀な学生で経済的な理由により、就学が困難な学生に対して学費を貸与し、人材の育成を図ることを目的にした、小須戸町奨学金貸与制度があります。この制度は、大学生(短期大学を含む)を対象にしたもので、希望される方は次により申し込みをしてください。

- ・資格
- 一、小須戸町に一年以上居住している世帯の子弟
- 二、善良で、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められた者
- ・貸与期間
- 貸与決定の月から在学する学校の最短就学年限の卒業期まで
- ・手続き
- 平成十五年度の貸与を希望される方は、奨学金貸付申込書を四月二十五日(金)までに教育委員会へ提出して下さい。(申込書は教育委員会に準備してあります)
- ・貸与額
- 月額 三万円
- ・資格の決定
- 出願者の人物や学資支弁の困難な程度について適格度の高いものから二十名を限度として決定します
- ・その他
- 小須戸町奨学金以外の公、私設の奨学金との併給は禁止します。(奨学金は無利子とします)